

京都市交通局週休2日工事実施要領

1 目的

本要領は、建設業における労働時間が長く、休日が少ないなどの課題に対し、働き方改革を推進し、労働者の健康確保や、将来の担い手を確保することを目的として交通局が所管する工事における週休2日工事の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、災害等への対応期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など（以下「対象外とする期間」という。））は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロール等を除き、現場事務所での作業を含めて一日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (5) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算出において、現場閉所の日数には現場休息の日数を含む。
- (6) 「4週7休以上、4週8休未満」とは、現場閉所率が、25.0%（7日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (7) 「4週6休以上、4週7休未満」とは、現場閉所率が、21.4%（6日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (8) 上記の(5)から(7)においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、一日を通して現場が閉所された場合は、現場閉所日数に含めるものとする。
- (9) 各工事における現場閉所率の算定は、以下のとおり行うものとする。ただし、以下の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下2桁目を切り捨てた、小数点以下1桁目までの値とする。
< 現場閉所率 (%) = (現場閉所日数 ÷ 対象期間日数) × 100 >

3 対象工事

週休2日工事の対象とする工事は、京都市交通局が発注するすべての工事を対象とし、入札公告、設計図書においてその旨を明示するものとする。

ただし、災害や緊急対応工事、現場特性により施工期間等に制約がある工事は除く。

4 発注方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。

5 積算方法等

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制に応じた取組が可能となる環境の構築が必要になる。このため、4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指すものとするが、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実施に取り組むこととする。

(1) 土木工事

ア 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、表1のとおり、それぞれの費用に補正係数を乗じるものとする。

表1 京都市交通局週休2日工事（土木工事）における補正係数

	【4週8休以上】	【4週7休以上、 4週8休未満】	【4週6休以上、 4週7休未満】
労務費（注1、2）	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）（注3）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

注1 土木工事市場単価の補正係数は別紙による。

注2 土木工事標準単価は週休2日補正した単価を使用すること。

注3 仮設材は補正の対象としない。

注4 上表全ての項目について、工場製作に係る費用及び工事に計上する業務委託料（測量、地質調査及び設計業務等）は補正の対象としない。

イ 補正方法

入札公告等において週休2日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて、表1において対応する補正係数を変更して工事価格を積算し、請負代金額を減額変更するものとする。なお、4週6休に満たない場合は、請負代金額のうち補正額の全額を減額変更する。

(2) 建築・電気設備・機械設備工事

ア 補正方法

以下の①から③までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（工事価格の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格材工単価）の労務費）を補正する。

① 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

1.05

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1.03

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

1.01

イ 積算及び変更方法

当初予定価格において、4週8休以上の達成を前提に、ア①により労務費を補正し工事価格を積算する。

現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて、アにおいて対応する補正係数を変更して工事価格を積算し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たないものは、請負代金額のうち労務費補正額の全額を減額変更する。

6 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 工事着手前

- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 監督員及び受注者は、「対象期間」の設定として、工事着手日、工事完了日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。

(2) 工事中

- ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。
- ・ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の実施状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。

(3) 工事完成後

受注者は、工事完成後、速やかに最終の現場閉所率を「週休2日工事 完成時報告書」

(様式1)により報告する。

(4) 工事成績評定

週休2日が達成された場合、加点評価する。

7 週休2日工事の留意事項

- (1) 週休2日の取組に当たっては、既存の書類を活用するなど、事務負担が増大しないよう工夫する。
- (2) 監督員は、現場閉所日に作業を発生させるような指示を行わないことや、受注者からの協議にはできる限り速やかに対応するなど、週休2日の取組を円滑に推進できるよう配慮する。
- (3) 監督員及び受注者は、一つの工事現場において、分離発注等関連工事がある場合は、それらの工事の適正な施工期間を考慮し、全体の工程に遅延が生じないよう各工事間の調整を実施する。
- (4) 工期延長、工事一時中止などが生じた際は、受注者は、監督員と協議し対象期間及び対象外とする期間を再設定する。
- (5) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (6) 週休2日工事であることを理由にした工期の変更は行わない。
- (7) 受注者は、交通局が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施するアンケート調査やヒアリング調査に協力するものとする。
- (8) 複数件一括工事の場合、現場閉所率の算定に当たっては、一つの現場として取り扱うこと（複数件のうち1件以上の工事において現場を開所した場合、一括契約している他の全ての工事においても現場を開所したものとして取り扱うこと。）。
- (9) 日付を跨ぐ夜間工事を行った場合、夜間工事を開始した日付を現場開所日、夜間工事を終了した日付は現場閉所日として取り扱うこととする（ただし、夜間工事の開始日及び終了日のいずれの日中にも現場を開所していない場合に限る）。なお、詳細については事前に監督員と協議しておくこととする。

8 施行期日

本要領は、令和6年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

(様式1)

令和 年 月 日

週休2日工事 完成時報告書

京都市公営企業管理者
交通局長 ○ ○ ○ ○ 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者名

下記工事が完了したので、京都市交通局週休2日工事実施要領第6(3)に基づき報告します。

記

工 事 名	
現 場 閉 所 率	A 工事着手日から工事完成日の日数： _____ 日 B 現 場 閉 所 日 数： _____ 日 C 対 象 外 期 間 の 日 数： _____ 日 現場閉所率 = $B / (A - C) \times 100$ = _____ %